

# 事前認可申請に係る 託送料金審査について

平成28年8月  
ガス市場整備室

# 詳細制度設計の概要（託送供給料金の審査の在り方）

- 事前認可申請に係る託送料金審査においては、本年夏に100者超の一般ガス事業者から一度に事前認可申請がなされることや、平成29年4月に小売全面自由化を遅滞なく施行する必要性に鑑み、全ての費目を個別に査定するのではなく、一部の費目についてはヤードスティック方式を採用。
- 事前認可申請に係る託送料金原価の全体像は以下のとおり。

(注) 営業費等の名称については、今後、算定規則を制定する際に変更することがあり得る。なお、原価算定期間は原則として3年間。

## 事前認可申請に係る託送料金原価の全体像について

営業費															一般管理費	営業外費用	法人税等	事業報酬	控除項目
労務費	修繕費	電力料	水道料	消耗品費	運賃	旅費交通費	通信費	保険料	賃借料	委託作業費	租税課金	試験研究費	教育費	安全周知費					

比較査定の対象費用  
 個別査定の対象費用

(注) 一般管理費のうち、事業税については個別査定対象費用。



営業費				
需要調査・開拓費	バイオガス調達費	調整力コスト	振替供給コスト	事業者間精算費

# 詳細制度設計の概要（託送供給料金の審査の在り方）

- 事前認可申請に係る託送料金原価を作成するに当たっての留意点は以下のとおり。

## 託送料金原価を作成する際の留意点について

### ① 緊急保安・内管漏えい検査等に係る費用について

- 改正後のガス事業法においては、緊急保安・内管漏えい検査等については、一般ガス導管事業者が行うべきこととされていることから、これらに係る費用については、「労務費」や「委託作業費」等として、託送料金原価に含める必要がある。
- 他方、現在の一般ガス事業者が、内管漏えい検査と消費機器調査を外部に委託している場合には、これらの費用は「委託作業費」として算入されているところ、小売全面自由化後、消費機器調査はガス小売事業者が行うべきこととされていることから、消費機器調査に係る費用を託送料金原価に含めることは認められない。
- なお、緊急保安・内管漏えい検査等に係る費用については、現行制度下においては託送料金原価として整理されていないことから、今般の事前認可申請を行うに当たっては、後述のとおり、費用の組替え作業を行う。

### ② 気化原価の取扱いについて

- いわゆる気化原価については、制度上、平成30年3月31日までの間、託送料金原価に算入することが許容されているものの、今般の託送料金の事前認可申請に係る審査を行うに当たっては、気化原価の原価算入は認めないこととする。

### ③ 圧送原価の取扱いについて

- 現在、一般ガス事業者の託送料金原価の中には、導管ネットワーク全体の圧力調整を行うための費用である圧送原価が含まれているところであるが、新たな同時同量制度の下では、現在の一般ガス事業者のみならず、新規参入者も導管ネットワーク全体のあるべき注入計画を目指してガスを注入することになることから、新規参入者も圧力調整の一翼を担うこととなる。
- このため、現在の一般ガス事業者の製造部門に係る圧送原価のみを、その託送料金原価に含める合理性に乏しいため、今後は圧送原価の原価算入は認めないこととする一方、調整力コストを新たに託送料金原価に算入することを認めることとする。

# 詳細制度設計の概要（託送供給料金の審査の在り方）

## 託送料金原価を作成する際の留意点について

### ④ 需要調査・需要開拓費について

- 小売全面自由化後も引き続き、都市ガス導管網の整備を促進する観点から、これに資する需要調査・需要開拓に係る費用については、ガス小売事業者間の公平性を確保しつつ、託送料金原価に含めることとなった。
- このため、これらに係る費用については、「委託作業費」等として、託送料金原価に含める必要がある。

### ⑤ バイオガス調達費について

- 小委員会においては、非化石エネルギー源の利用を促進する観点から、供給高度化法に基づく責務として、小売全面自由化後は、ガス小売事業者に対してバイオガスを積極的に調達することを求めることとしたところ。
- この点、バイオガス調達に係る費用は、一般的に、LNG等の原料と比べて割高であるところ、ガス小売事業者間の公平な競争環境を整備する観点からは、バイオガスを調達したガス小売事業者のみが、競争上不利になることは避けなければならない。
- このため、バイオガス調達に係る費用のうち、ガスの一般的な調達費用よりも割高となる部分の費用については、ガス小売事業者間の公平性を確保することを前提として、託送料金原価に含めることとする。

### ⑥ 調整力コストについて

- 一般ガス導管事業者は、ガスの安定的な供給を確保するため、引き続き、必要な需給調整等を行う必要があることから、これらに係る費用については、託送料金原価に含める必要がある。

### ⑦ 振替供給コストについて

- 一般ガス導管事業者は、複数の製造設備を保有しないガス小売事業者のために託送供給を行うに当たっては、複数の製造設備を保有する事業者（現在の一般ガス事業者を想定）の製造設備の一部（余力）を確保することにより、これを実現することがある。
- 上記の託送供給を実現するに当たっては、一定のコストが発生するため、このコストについても託送料金原価に含める必要がある。
- なお、⑥調整力コスト及び⑦振替供給コストの算定に用いる需給調整費用については、需給調整率の最も低い事業者の実績を採用することとする（トップランナー方式）。

# 詳細制度設計の概要（託送供給料金の審査の在り方）

- また、ヤードスティック方式を採用したことに加え、託送料金低廉化の要請に応じるため、追加的に講じた措置は以下のとおり。

## 追加的に講じた措置

### ① 平成27年度までの超過利潤累積額に相当する額を託送料金原価から控除する

- 託送料金の一層の低廉化を図る観点から、例外的に、事前認可申請を行う直近年度である平成27年度までの超過利潤累積額に相当する額を、託送料金原価から控除させる。  
（＝実質的な効率化目標の設定）

### ② 需要開発費、寄付金、団体費、交際費等を控除する

- 今般のヤードスティック方式においては、過去の費用トレンドが継続した場合における実績単価と、回帰分析を行うことにより算出した基準単価（他の事業者との比較により、妥当とされる当該事業者の単位当たりの単価）を比較することにより、託送料金原価に織り込む費用を算出することとなり、これを算出するに当たっては、行政による監査を受けた過去の託送収支計算書等を用いることとなる。
- この点、低廉な託送料金を実現するという観点から、現行の「一般ガス事業供給約款料金審査要領」等において、原則、値上げ認可申請時には原価への算入が認められないこととされている以下の費用については、実績費用から控除した上で、上記の実績単価等を求めることとする。

- （1）需要開発費 （2）寄付金 （3）団体費 （4）交際費 （5）政治献金 （6）書画骨董  
（7）宿泊施設、体育施設その他厚生施設及び文化体育に係る費用 （8）持ち株奨励金

（注）現行の審査要領においては、一定の一般社団法人、事業協同組合等に係る団体費については原価算入が認められていることから、団体費については、その他の団体費を全額控除する。

- 特に、①需要開発費及び寄付金について、現行の審査要領及び「一般送配電事業託送供給等約款料金審査要領」においては、一定の費用を原価算入することが許容されている一方、ガスでは全額控除することとし、②勤務配慮を行っている運動部員の労務費については、配慮時間に相当する割合を控除することとする。

### ③ いわゆる業際費用については、保安や検針に係るものを除き、託送料金原価には含めない

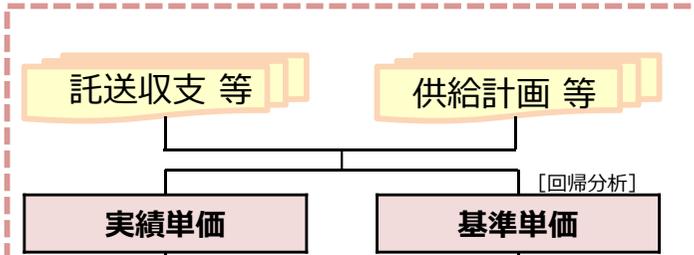
- 開閉栓、受付に係る費用の中には導管部門に係るものも存在するところであるが、これらの費用の多くは小売部門に係るものであることから、今般の託送料金の事前認可申請を行うに当たっては、例外的に、これらの費用を託送料金原価に含めないこととする。  
（＝小売部門に係る費用が託送料金原価に含まれないことを担保）

# (参考) 事前認可申請に係る託送料金の算定フローについて

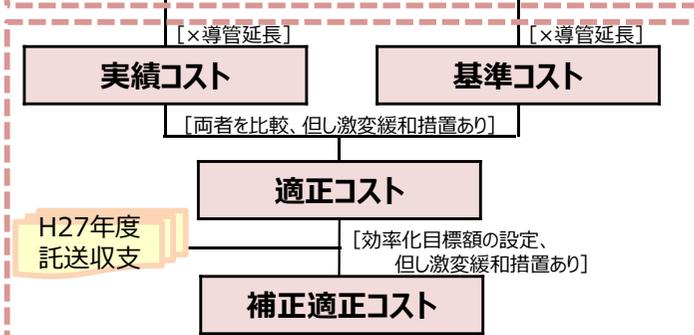
- 事前認可申請に係る託送料金の具体的な算定フローについては、以下のとおり。

## 事前認可申請に係る託送料金の算定フロー

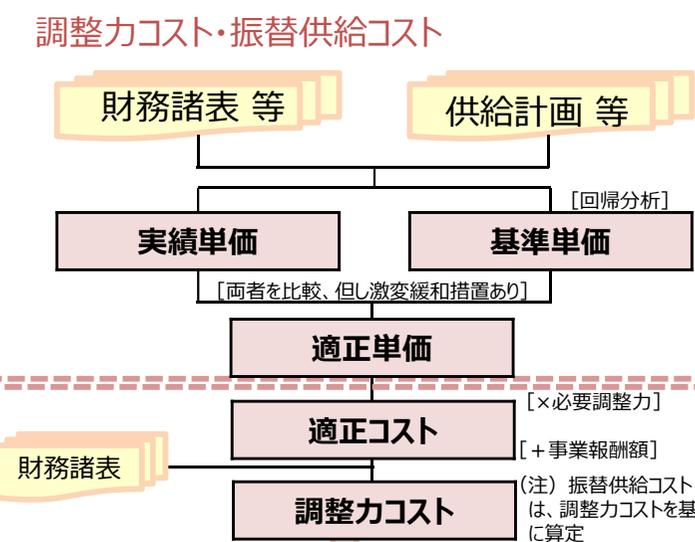
**Step0**  
基準・実績単価の決定  
※～H28年3月までの作業



**Step1**  
YS費用の算定



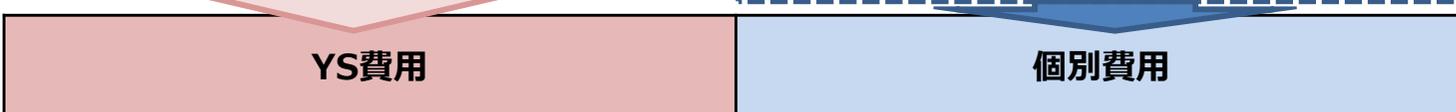
**Step2**  
個別費用の算定



営業費						その他							
修繕費	租税課金	事業税	固定資産除却費	減価償却費	係る費用	調整力コスト	振替供給コスト	需要調査・開拓費	事業者間精算費	営業外費用	法人税等	控除項目	事業報酬

■ : 新たに算入する項目

**Step3**  
託送料金原価の整理



収支相償 (料金表による収入額 = 託送料金原価)

**Step4**  
託送料金表の作成



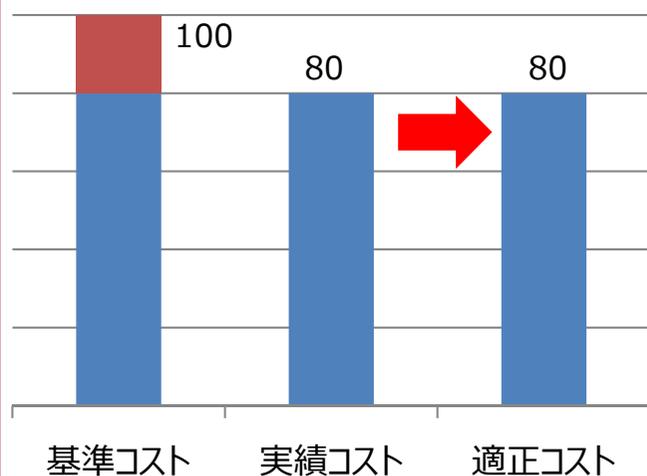
## 第27回ガスシステム改革小委員会資料 6 より抜粋（激変緩和措置の見直しについて）

- 前回の本小委員会においては、ヤードスティック方式による料金審査の対象となるネットワーク費用について、基準コストが実績コストの - 5 % 超の場合には、一般ガス事業者の事業活動に係る激変を緩和する観点から、実績コストを 5 % 減額した額を適正コストとすることを御提案したところ。
- このような制度を採用することを考えた理由は、東日本大震災以降、一般電気事業者各社からなされた小売料金の値上げ認可申請における営業費削減率の平均値は 2.41% であったため（注）、5 % の減額であっても、相当程度の効率化が図られることが想定されたからである。
- 他方、次頁のとおり、仮に、一般電気事業者各社が、審査要領に従う形で自主的な営業費の削減を行わなかった場合における営業費削減率を改めて計算したところ、7%～8% 程度の削減率となっていた。このため、基準コストが実績コストの - 8 % 超の場合には、実績コストを 8 % 減額した額を適正コストとすることとしたい。
- 加えて、前回の本小委員会においては、基準コストが実績コストを上回る場合には、原則として、これらの平均値を適正コストとすることを御提案したところであるが、低廉な託送供給料金を実現する観点から、こうした仕組みは採用しないこととしたい。

（注） 2.41% は、比較査定対象ネットワーク費用に相当する費用に係る削減率。

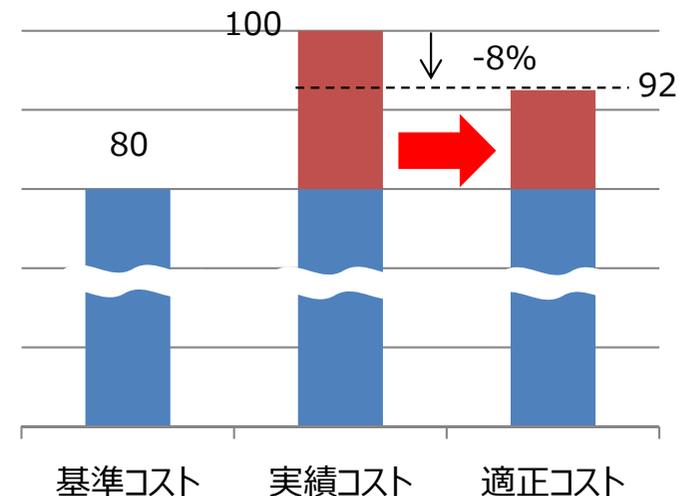
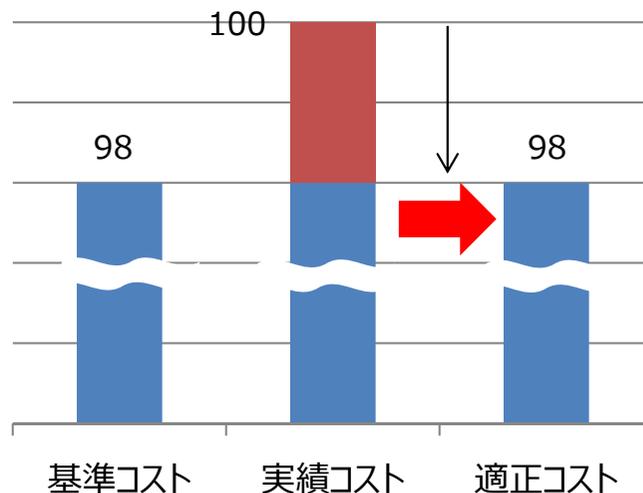
### 追加的に講ずる措置の概要

【基準コストが実績コストを上回る場合】  
→ 実績コストを適正コストとする。



【基準コストが実績コストを下回る場合】

→ 基準コストが実績コストの - 8 % 未満の場合には、基準コストを適正コストとする。  
基準コストが実績コストの - 8 % 超の場合には、実績コストを 8 % 減額した額を適正コストとする。



# 第27回ガスシステム改革小委員会資料6より抜粋（緊急保安・内管漏えい検査に係る費用の抽出について）

## 【ステップ1】

- 「需要家共通費」の中には「需要開発費」が含まれていることから、まず、「需要家共通費」から「需要開発費」を全額控除。

## 【ステップ2】

- 「需要家共通費」から「需要開発費」を全額控除したものを、直近の料金改定時の「巡回保安原価」と「需要家サービス原価」の比率で按分することにより、「需要家共通費」の中の「巡回保安費用」を抽出。

## 【ステップ3】

- ステップ2で抽出した「巡回保安費用」を、「緊急保安」と「内管漏えい検査・消費機器調査」の延べ作業時間比率で按分することにより、「緊急保安」に係る費用と「内管漏えい検査・消費機器調査」に係る費用を算定。

## 【ステップ4】

- 最後に、「内管漏えい検査・消費機器調査」に係る費用を、延べ作業時間比率で按分することにより、「内管漏えい検査」に係る費用を抽出。

（注1） 需要開発費の中には、保安水準の向上を目的とした研修等に係る費用などといった導管部門に係る原価に含めるべき費用が含まれているものの、事前認可申請時に限り、例外的に、これらの費用を託送供給料金原価に算入しないこととする。

（注2） 事業者が用いるべき延べ作業時間比率については、業務の実態を踏まえ、事務局において引き続き検討。

### ● 現行の原価区分

		小売	導管
検針	(指示数確認)		
	(検針票投函)		
集金			
需要家共通	(緊急保安)		
	(定保・内管漏えい検査)		
	(定保・消費機器調査)		
	(その他)		
業務用関連			

### ● 事前認可申請時の原価区分

		小売	導管
検針	(指示数確認)		
	(検針票投函)		
集金			
需要家共通	巡回保安	(緊急保安)	
		(定保・内管漏えい検査)	
	(定保・消費機器調査)		
需要家サービス	(その他)		
業務用関連			

### (需要家共通費用の按分)

#### 【ステップ1】

需要家共通費用から  
需要開発費を控除したもの

#### 【ステップ2】 ↓

巡回保安費用

需要家サービス費用

#### 【ステップ3】 ↓

緊急保安

定期保安

需要家サービス費用

#### 【ステップ4】 ↓

緊急保安

内管保安

機器保安

需要家サービス費用